

議案第 4 号

大口町基金条例の一部改正について

大口町基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、尾張北部新ごみ処理施設建設に係る事業に要する経費の財源に充てるため、新たに基金を創設することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町基金条例の一部を改正する条例

大口町基金条例(平成25年大口町条例第46号)の一部を次のように改正する。
別表第1に次のように加える。

尾張北部新ごみ処理施設建設事業基金	尾張北部新ごみ処理施設建設事業を実施するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	尾張北部新ごみ処理施設建設事業の財源として充てるとき。
-------------------	--	-----------------------------

別表第3に次のように加える。

尾張北部新ごみ処理施設建設事業基金	一般会計
-------------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町基金条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
名称	目的及び積立ての額	処分	名称	目的及び積立ての額	処分
略	略	略	略	略	略
江南丹羽環境管理組合環境美化センター解体事業基金	江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業を実施するため、町長が必要と認められた額を積み立てる。	江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業の財源として充てるとき。	江南丹羽環境管理組合環境美化センター解体事業基金	江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業を実施するため、町長が必要と認められた額を積み立てる。	江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業の財源として充てるとき。
尾張北部新ごみ処理施設建設事業基金	尾張北部新ごみ処理施設建設事業を実施するため、町長が必要と認められた額を積み立てる。	尾張北部新ごみ処理施設建設事業の財源として充てるとき。			
別表第3（第3条、第7条関係）			別表第3（第3条、第7条関係）		
基金の名称	会計名		基金の名称	会計名	
略	略		略	略	
江南丹羽環境管理組合環境美化センター解体事業基金	一般会計		江南丹羽環境管理組合環境美化センター解体事業基金	一般会計	
尾張北部新ごみ処理施設建設事業基金	一般会計				

改正要旨

1 改正理由

尾張北部環境組合が整備している新ごみ処理施設の入札を現在考えられる最短で行った場合、令和10年度に稼働することが予想されることに伴い、必要となると見込まれる尾張北部新ごみ処理施設建設事業費として備えるためこの基金を設置する。

2 必要額の根拠

【目標額の根拠】

①新ごみ処理施設建設から起債の償還が終了するまでの間の平均的な負担見込み額 2億2000万円/年

②負担が最も多い年度（令和9年度）の負担見込み額 4億円

【目標額】②4億円－①2億2000万円＝1億8000万円

【積立期間】5年間（令和4年度から令和8年度）

【年間積立額】1億8000万円÷5年＝3600万円≒4000万円

3 施行期日

公布の日から施行します。